

今週の専門用語

 期限切れ欠損金

青色欠損金の繰越控除の有効期限である9年（平成23年度税制改正前は7年）以内に使い切れなかった欠損金のことを指す。期限切れ欠損金は通常の事業年度では損金の額に算入されないものの、法的整理（会社更生・民事再生等）や会社解散などの一定の場合に限り、損金として控除することが認められている。たとえば会社解散（残余財産がない見込みの場合に限る）の場合は、青色欠損金を控除した後に、期限切れ欠損金を損金として控除することができる（法法59③、法令118）。

 物的分割

会社分割では、移転する資産等の対価として、分割承継会社から株式等が交付されるが、この株式等を「分割会社」に対して割り当てるのが物的分割である。株式等を分割会社の「株主」に割り当てる会社分割は「人的分割」と呼ばれる。ただし、会社法創設時に人的分割という概念は消滅し、株主への対価交付は、株式を配当財産とする「物的分割+剰余金の配当」と整理されている（会社法763条十二）。もっとも、現実には株式が分割会社を経由せずに、直接株主に交付されることもあり得る。

 類似業種比準価額方式

取引相場のない株式を、評価会社の類似業種（上場会社）の株価等で評価する方法。平成28年分の類似業種比準価額の個別通達では、平成28年1月・2月に加えて平成27年11月・12月の株価も併せて記載しているが、平成27年分の同個別通達で示した平成27年11月・12月の株価とは数値が異なる。毎年、株価のサンプルとなる上場会社を変更しているのが理由だが、近年の株価上昇により非上場会社の事業承継に影響があるとして、中小企業庁からは評価方法の見直しが求められている。

◆好評だった生産性向上設備投資促進税制の地方税版ともいえる固定資産税の設備投資減税が7月初旬からスタートする。各地で開催されている中小企業庁のセミナーも状況を呈する。◆経営力向上計画の認定も法令要件さえ満たせばそれほど難しくないと。機械装置の取得を考えている中小企業であれば適用までのハードルは低そうだ。◆ただ、中小企業からは、固定資産税の減額だけではややインセンティブに欠けるという声が聞かれる。同税制は赤字企業でも適用できることが1つの売りだが、今後、経営力向上計画を認定された企業には優先的に補助金を付けるといった方策などが必要かもしれない。（MIN）

週刊T&Amaster 第648号

2016年6月27日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp